

平成26年（ネ）第126号 大飯原発3, 4号機運転差止請求控訴事件

一審原告 松田正 外186名

一審被告 関西電力株式会社

証拠申出書

平成28年2月19日

名古屋高等裁判所金沢支部民事部第1部C1係 御中

一審原告ら訴訟代理人弁護士 佐藤辰弥

同 弁護士 笠原一浩

ほか

証人長沢啓行の証人尋問の申出

1 証人の表示

〒580-0025

大阪府松原市北新町六丁目157-13

長沢 啓行（同行・主尋問90分）

2 立証の趣旨

本件原発の基準地震動が過小評価となっている上、クリフエッジを越える地震動が発生する可能性も否定できず、一審原告らの人格権侵害の具体的危険性があること

3 尋問事項

別紙尋問事項記載のとおり

以上

別紙

尋問事項（証人 長沢啓行）

- 1 証人の経歴、職歴について
- 2 基準地震動問題を理解する上で必要な前提知識
- 3 本件原発の「震源を特定せず策定する地震動」の評価が過小であること
- 4 事前に活断層の存在が指摘されていなかった地域において発生する地震の地震動によって本件原発のクリフエッジを越えるおそれがあること
- 5 本件原発の応答スペクトルに基づく地震動評価において耐専スペクトルを適用すべきであること
- 6 耐専スペクトルの適用に当たっては偶然変動によるばらつきとして少なくとも2倍程度をみるべきであること
- 7 断層モデルを用いた手法で入倉式により地震規模を求めると過小評価になること
- 8 統計的グリーン関数法も地震動の平均像を求めるものに過ぎずばらつきは避けられないこと
- 9 その他、これらに関連する一切の事項

以上